

令和8年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当及び勤
勉手当の支給日に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和8年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手
当及び勤勉手当の支給日について定めるものとする。

(支給日)

第2条 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市
条例第7号）第23条第1項前段及び第23条の2第1項前段の規則で定める
日は、令和8年6月22日とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年6月1日から適用する。
- 2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。